

## 【リチウム電池の航空輸送に関する国際基準】

### 〈主な航空輸送基準〉各包装基準のSection IIに該当するもの

#### 【基準数値】

・リチウムイオン電池 1梱包あたり電池重量：5kg以内 ・電池1個あたりワット時定格値：単電池 20Wh以内、組電池 100Wh以内

・リチウム金属電池 1梱包あたり電池重量：5kg以内 ・1梱包あたり金属含有量：単電池 1g以下、組電池 2g以下

#### 【その他】

・主な梱包条件：①1.2mから落下させてもリチウム電池に損傷などがない梱包（機器と電池が同梱の場合）

②24時間、同一包装を3m積み上げた場合でも変形や、電池の損傷などがない梱包

③機器の電源を完全に切り、意図せず電源が入らない梱包

・電池充電率：機器と電池が同梱のリチウムイオン電池の場合、充電率は30%まで

・下記の物品は航空搭載不可：

リチウム電池部分の不良や破損・故障がある品物（リコール品含む）、電池・バッテリーのみ（電池単体）、熱を発する機器

### 〈航空輸送基準詳細〉

電池種類	リチウムイオン電池 (UN 3481)	
電池状態	機器と電池が同梱 (PI 966)	機器に電池が組込み (PI 967)
電池の形式 容量など	①ワット時定格量が20Wh以下の単電池である ②ワット時定格量が100Wh以下の組電池である ③1梱包物のリチウム電池の総質量が5kg以下である  ④1梱包物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な電池と予備の電池2つまでである  ⑤電池が下記の条件を満たしていること • 損傷又は欠陥がある電池ではない • 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されている • 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式であり、当該試験結果が常に提供可能である • 組電池のワット時定格値は、2009年1月1日より前に製造されたものを除き電池の外表面上にワット時定格値が表示されている	
電池の充電率	①電池の充電率が30%以下である  ①電池の充電率が30%以下であることが望ましい	
包装容器	①外装容器は下記の基準を満たした頑丈な容器を使用すること • ダンボール製又はプラスチック製、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製など強度を持った包装容器 • 24時間、同一包装を3m積み上げた場合でも、変形や電池の損傷などがない容器  ②単電池または組電池を密閉された内装容器に梱包し、頑丈な外装容器に収納すること ③1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がない容器	
梱包状態	①ショートを防止するよう電池を個別に保護すること ②機器は強固な外装容器内で動かないように固定し、複数の機器を収納する場合は、相互に接触しないよう個別に梱包すること  ①輸送中に機器が偶発的な作動をしないよう電源スイッチを保護すること	
電池マーク	①外装容器に電池マークを貼付すること ②電池マークは折り曲げずに包装物の表面、または側面の一つの面上に貼付すること （外装容器は電池マークを1つの面上に貼付できる大きさを確保すること）	

電池種類	リチウム金属電池 (UN 3091)	
電池状態	機器と電池が同梱 (PI 969)	機器に電池が組込み (PI 970)
電池の形式 容量など	①リチウム金属含有量が1g以下の単電池である ②リチウム金属含有量が2g以下の組電池である ③1梱包物のリチウム電池の総質量が5kg以下である  ④1梱包物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な電池と予備の電池2つまでである  ⑤電池が下記の条件を満たしている • 損傷又は欠陥がある電池ではない • 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されている • 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式であり、当該試験結果が常に提供可能である	
包装容器	①外装容器は下記の基準を満たした頑丈な容器を使用すること • ダンボール製又はプラスチック製、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製など強度を持った包装容器 • 24時間、同一包装を3m積み上げた場合でも、変形や電池の損傷などがない容器  ②単電池または組電池を密閉された内装容器に梱包し、頑丈な外装容器に収納すること ③1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がない容器	
梱包状態	①ショートを防止するよう電池を個別に保護すること ②機器は強固な外装容器内で動かないように固定し、複数の機器を収納する場合は、相互に接触しないよう個別に梱包すること  ①輸送中に機器が偶発的な作動をしないよう電源スイッチを保護すること	
電池マーク	①外装容器に電池マークを貼付すること ②電池マークは折り曲げずに包装物の表面、または側面の一つの面上に貼付すること （外装容器は電池マークを1つの面上に貼付できる大きさを確保すること）	

## 【当社の定めた航空輸送ルール】

# リチウム電池を含む製品の発送手順

## 1 リチウム電池の状態を確認してください

電池単体	機器組込	機器同梱
電池・バッテリーのみ モバイルバッテリー・充電式ファン付きウェア用バッテリーなど	電池が機器に内蔵 パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機、ハンディファンなど	電池と機器が別々 デジタルカメラと予備バッテリー・工具と予備バッテリーなど
 航空輸送不可！ 陸海上輸送になります		

## 2 リチウム電池の種類を確認してください

リチウムイオン電池 (主に充電出来る) パソコン、携帯電話、ゲーム機用電池など			
リチウム金属電池 (主に充電出来ない) カメラ用電池・ボタン電池など			

## 3 リチウム電池マークと航空輸送基準適合シールを荷物に貼付してください

- リチウム電池マークと航空輸送基準適合シールは、専用サイトからのお手続き完了後、弊社担当ドライバーよりお届けいたします。
- リチウム電池マークに必要事項を記入して荷物に貼付してください。
  - リチウム電池の状態と種類を確認のうえ、リチウム電池マークに「UN 番号」(国連番号) と「PI 番号」(包装基準) をご記載ください。
  - リチウム電池マークは送り状と同じ面に貼付してください(折り曲げ厳禁)。
- 航空輸送基準適合シールをお荷物に貼付してください。



UN 番号(国連番号)と PI 番号(包装基準)の記載

電池の種類・状態	UN 番号(国連番号)	PI 番号(包装基準)
リチウムイオン電池・組込	UN3481	PI967
リチウムイオン電池・同梱	UN3481	PI966
リチウム金属電池・組込	UN3091	PI970
リチウム金属電池・同梱	UN3091	PI969



※専用シールが適切に貼付されていない場合は、すべて陸海上輸送に変更となりお届けが1日以上遅れます。

## 4 集荷担当者にリチウム電池が含まれていることをご申告ください

### 〈リチウム電池の主な航空輸送基準〉

- 【基準数値】  
●リチウムイオン電池 1梱包あたり電池重量：5kg以内  
電池1個あたりワット時定格値：単電池 20Wh以内、組電池 100Wh以内  
●リチウム金属電池 1梱包あたり電池重量：5kg以内  
電池1個あたり金属含有量：単電池 1g以下、組電池 2g以下

※上記数値を超える場合や不明な場合は航空搭載不可

- 【その他】  
●主な梱包の条件：  
①1.2mから落下させてもリチウム電池に損傷などがない梱包  
②24時間、同一包装を3m積み上げた場合でも変形や、電池の損傷などがない梱包  
③機器の電源を完全に切り、意図せず電源が入らない梱包  
●電池充電率：機器同梱のリチウムイオン電池の場合、充電率は30%まで  
●下記の物品は航空搭載不可  
・リチウム電池部分の不良や破損、故障がある品物(リコール品含む)・電池、バッテリーのみ(電池単体)・熱を発する機器